

第 15 章 準備書についての環境保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第 12 条の規定に基づき、「圏央道幸手 IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書」の縦覧が以下の期間及び場所で行われた。

縦覧期間：平成 23 年 12 月 13 日（火）～平成 24 年 1 月 13 日（金）

縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市企業誘致推進室

久喜市環境保全課

杉戸町産業団地拡張推進室

茨城県五霞町建設環境課

「埼玉県環境影響評価条例」第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 13 日（火）から平成 24 年 1 月 27 日（金）までの間、準備書についての環境の保全の見地からの意見を受け付けたが、関係住民からの意見はなかった。

